

危険物等取扱責任者資格要件の改正について

国際海事機関（IMO）において採択されている「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」（STCW 条約）について、2010年6月の締約国会議において、船員の資質の維持向上及び身体適性基準の国際標準化等を内容とする改正決議が採択され、2012年1月1日から発効することとなります。

これに伴い、タンカーに乗り込む者に求められる危険物等取扱責任者の資格要件を含めた船員法施行規則の改正が平成23年12月2日に公布され平成24年1月1日（改正条約発効日）施行となります。

資格要件改正概要は下記の通りですが、新たに資格を取得予定の方、また資格の更新予定の方は十分注意して申請してください。

記

1. 甲種危険物等取扱責任者（船長、機関長、一等航海士及び一等機関士）
 - * 資格取得に必要な業務経験期間として、「**3月以上又は同等以上の経験**」が必要となります。（同等以上の経験基準は別途）
2. 乙種危険物等取扱責任者（上述以外の乗組員で積載物の取扱い責任者等）
 - * 乙種危険物等取扱責任者資格を（**石油・液体化学薬品**）と（**液化ガス**）に分割されます。
 - * 取得要件として、①それぞれ船種に応じた乗船履歴と、②船長による能力基準を満たすことの証明が必要となります。
3. 認定の更新
 - * 更新要件としての業務経験期間
有効期間満了前に「**1年以上**」→「**3月以上**」
 - * 更新申請期間
有効期間満了前に「**1年以内**」→「**6月以内**」
これに伴い当協会更新講習の受付期間を
「有効期間満了前12月前より2月前まで」とします。
4. 添付
 - * 危険物等取扱責任者に係る新旧比較表

以上

危険物等取扱責任者に係る新旧比較表

甲種(船長、機関長、一等航海士及び一等機関士等)

	区分	新規資格取得要件	更新期間	更新要件
現行	石油	1. (船種の区分ごとの)業務経験(期間の定めなし) かつ 2. 講習の終了	期限前 1年	1. (船種の区分ごとに)1年以上の業務経験 または 2. 講習の終了
	液体化学薬品			
	液化ガス			
改正後	石油	1. (船種の区分ごとに)3月以上またはそれと同等として 告示で定める業務経験 かつ 2. 講習の終了	期限前 6月	1. (船種の区分ごとに)3月以上の業務経験 または 2. 講習の終了
	液体化学薬品			
	液化ガス			

告示 1月以上の期間定員外での乗船、積荷、揚荷各3回以上の経験、資格者による教育訓練(タンカーの構造・設備、貨物の性状、トリム・復元性、荷役・運送方法、検知器具・保護具・消防設備使用方法、災害・海洋汚染防止対策及びその記録-----国土交通省告示第1278号

乙種(上記以外の乗組員で積載物の取扱責任者)

	区分	新規資格取得要件	更新期間	更新要件
現行	なし	1. 3月以上又はそれと同等(*)の業務経験 又は 2. 講習の終了 * 1月以上1600トン未満で航海時間72時間以下の船舶において、航海数5回以上、積荷及び揚荷回数5回以上	期限前 1年	1. 1年以上の業務経験 または 2. 講習の終了
改正後	石油・ 液体化学薬品	1. (船種の区分ごとに)3月以上の業務経験とその経験内容 告示で定める基準に適合すると船長が認めること 又は	期限前 6月	1. (船種の区分ごとに)3月以上の業務経験 または 2. 講習の終了
	液化ガス	2. 講習の終了		

告示 タンカーの構造・設備、石油・石油製品・液体化学薬品又は液化ガスの性状、荷役・運送方法、検知器具・保護具・消防設備の使用法、災害・海洋汚染防止対策、船員法・船舶職員法・小型船舶操縦者法・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律・船舶安全法並びにこれらに基づく命令についての知識を得るもの-----国土交通省告示1279号

タンカー乗船資格についてのQ and A

危険物等取扱責任者の資格について

1. 平水区域を航行区域とするタンカー以外の石油タンカー、液化化学薬品タンカー、液化ガスタンカーに危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理すべき職務を有する者として乗船するにはそれぞれ資格区分ごとに、危険物等取扱責任者の資格の認定が必要です。
2. 新たに危険物等取扱責任者の資格の認定を受けるには、申請日以前 5 年以内に認定を受ける資格区分ごとの 3 ヶ月以上の乗船履歴と規定の講習課程（消防講習、学科講習）の受講が必要であり、講習の修了証書と乗船履歴を証明するものを添えて最寄りの地方運輸局に申請を行い、認定をした旨の証印を受ける必要があります。
3. 当該資格の有効期間は 5 年であり、有効期間中に資格の更新しなければ失効し、失効後は初回の資格認定時と同様の要件が必要となります（消防講習、学科講習及び乗船履歴）。
4. 更新には有効期間満了前 5 年以内に資格区分ごとに 3 ヶ月以上の乗船履歴が必要です。
5. 乗船履歴が不足している場合は所定の更新講習（国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習）の受講が必要です。

船員災害防止協会が実施する更新講習

1. 当協会は唯一通信教育方式が認められた更新講習機関です。
2. 乗船履歴が不足している場合は、当協会に更新講習の申し込みを行ってください。有効期限満了日（船員手帳に記載の日付）の 1 2 ヶ月前から 2 ヶ月前までの範囲でいつでも受け付けています。
3. 当協会の更新講習は通信教育方式であるため講習開催日に囚われることなく受講できます。
4. 申し込みをすると当協会から教本及び終了試験問題を送付します。その教本により自学・自習の後に修了試験の解答を当協会に送付していただきます。
5. 合格であれば修了証書を発行し送付いたします。

更新手続き

1. 当協会発行の修了証書と船員手帳を提示して最寄りの地方運輸局長に「危険物等取扱責任者」の認定の更新申請をして、認定の更新を受けることにより、その旨船員手帳に証印されます。
2. 更新講習の修了証書はあくまで乗船履歴に代わるもので修了証書のみで資格の有効期間が更新されたわけではありません。修了証書を提示して地方運輸局長に認定されてはじめて資格の有効期間が更新となることを留意してください。

その他

1. 申し込み要領、申し込みの詳細等については当協会のホームページに掲載しているの
でご覧ください。
2. 本件に関する問い合わせは Tel:03-3263-0918, Fax:03-3263-0910, e-mail;
info@sensaibo.or.jp まで。

Q and A

Q 1. 平水区域で運航されていたオイルバージに 1 年以上乗船していたが、更新講習が必要か？

A 1. 平水区域を航行するタンカーには危険物等取扱責任者を乗組ませる必要はありませんが、平水区域を航行するタンカーに乗船していた場合、資格の認定時及び資格の有効期間の更新時に必要な乗船履歴としては認められます。従って有効期間の更新に必要な履歴を満足していますので更新講習の必要はありません。

Q 2. 乙種の資格を所有しており 6 ヶ月の乗船履歴があるが、やはり更新講習が必要か？

A 2. 今までの乙種資格については、船種の区分がありませんでしたが、平成 24 年 1 月 1 日より石油・液体化学薬品と液化ガスの 2 種類に区分されました。認定の更新に際しては甲種と同様、各船種毎に 3 ヶ月以上の乗船履歴が必要です。従って 6 ヶ月の乗船履歴が一船種だけであると、その船種は履歴で新たに該当船種の認証が得られますが、もう一方の資格は削除されます。従って今までと同様に全ての船種に対応可能とするためには、更新講習を受講する必要があります。因みに当協会の更新講習内容は甲乙とも包含する内容となっています。

Q 3. 2006 年 12 月に資格の認定の更新をしたので 2011 年 12 月に有効期限が切れるものと考えていた。乗船履歴が要件に満たないので更新講習を受けて認定の更新しようと船員手帳のスタンプ欄を確認したところ有効期限 (Valid until) は 2012 年 9 月となっている。
なぜ 5 年以上の有効期間があるのか？スタンプの日付は間違っていないか？

A 3. 前回の資格の認定の更新は有効期間満了の 9 ヶ月前に手続きをしたものと推察します。
手帳の Certified on Dec.10 は認定の更新を受けた時点であって、有効期間のカウント開始日ではありません。有効期間の満了日 (Valid until) は最初に証印を受けた Valid until から認定の更新の度に 5 年後毎の同じ日付となります。
尚、平成 24 年 1 月 1 日からは更新手続きは有効期間満了日前 6 月以内となりました。

Q 4. 平成 11 年 8 月、海上災害防止センター（横須賀）において、標準コース（消防講習・座学講習）を受講し修了証書を取得した。その後、貨物船に乗船することとなり、タンカーの乗船の機会がないまま今日に至ったが、修了証書の有効期限を延長する

には如何すれば良いか？有効期限切れを猶予する方策はとれないか？有効期限が切れたらどうなるか？

A 4. 講習の修了証書のみでは資格取得とはなりません。修了証書を提示して地方運輸局長の認定を受けることが必要です。船員法施行規則では、規定の講習の修了が資格の認定申請日以前 5 年以内とされていることから、講習終了後 5 年以内に地方運輸局において認定を受けなければ、再度講習（消防講習・座学講習）を受講しなければなりません。

Q 5. 平成 17 年 11 月、海上災害防止センター（横須賀）の標準コースを終了し修了証書を取得し、地方運輸局で資格の認定を受けたが、石油タンカーしか乗船していなかったため証印が石油以外は赤線で消された。液化ガスタンカーに乗る機会があるがどうすれば良いか？今自分は液化ガスの資格を持っていない状態か？

A 5. 液化ガスの資格の認定の証印を受けるには液化ガスタンカーの乗船履歴が必要となります。講習の修了証書のみでは資格取得とならないので乗船履歴のない液化ガスとケミカルの資格は認められなかったのです。なお、今回の場合は既に講習の修了日より 5 年経過しており、認定の要件の申請日以前 5 年以内の講習の修了を満たしていないことから、液化ガスの資格の認定を受けようとする場合は、再度の講習の受講と液化ガスタンカーの乗船履歴が必要となります。

Q 6. 最近外地で PSC のインスペクションで、STCW 条約によるタンカー講習修了の有効期限が既に切れているとの指摘を受けた。危険物取扱責任者の証印は有効なのに（更新は乗船履歴でおこなった）、証明書が更新されていないという理由らしい。英文証明書の更新にはどうすればよいのか？

A 6. 英文の修了証書は公的なものではありません。講習を修了した旨を英文で記述したものに過ぎないのでこの更新をする制度はありません。従って新しい修了証書が必要であれば、更新講習を受講するしかありません。

Q 7. 自分の資格の認証には機関部の履歴により確認と記されている。この資格では機関部でしか乗船できないのか、この注釈を消すためにはどうすればよいのか？

A 7. 資格認証の際に掲示した乗船履歴が機関部の履歴であったため、記されたもので、これを消すためには甲板部での乗船履歴が 3 ヶ月以上必要です。最初の資格認証の際に受講した講習修了から 5 年以内であれば甲板部の履歴を提示すれば消すことができますが有効期間は従前のままとなります。当然のことながら甲板部での乗船に際しては責任者としての乗船はできません。講習修了から 5 年を過ぎていれば新たに資格と取り直す手順（講習プラス履歴）を踏む必要があります。
更に一機士・機関長で消防実習のみと注釈されたものについては、これを消すためには消防実習終了後 5 年以内であれば座学受講で可能ですが、5 年を過ぎていると消防実習も必要となります。

Q 8. 更新講習の申し込み受付が何故有効期間終了の 2 ヶ月前までか？

A 8. 通信教育（申込みから修了証書の送付）受講と地方運輸局の更新手続に 2 ヶ月は必要と考えています。

Q 9. 石油、液化化学薬品、液化ガスの 3 種の資格の認定を受けているが 5 年間に 3 ヶ月以上の乗船履歴があるのは石油タンカーのみである。他 2 種の更新は？

A 9. 石油タンカーのみの乗船履歴を提示して更新手続きをすると石油のみの更新となり、液化化学薬品、液化ガスは失効します。従って他の 2 種の更新には更新講習の修了証書が必要となります。当協会の更新講習は 3 種の講習を同時に実施するため修了証書は 3 種の講習の修了を証明するものです。従って複数更新する場合で乗船履歴がどれか不足する場合は乗船履歴に関係なく、更新講習を受講し修了証書を持参し更新手続きを行うほうが簡単だとおもいます。

Q 10. 現在失職中であるが、資格の有効期限が迫っており、且つ乗船履歴も不足しているので更新講習を受講し更新したい。しかしながら船員手帳の有効期限が切れており、新たな船員手帳の発給も現時点では受けられないので更新の証印を捺してもらう物が無い状態である。この場合は更新できないのか？

A 10. 更新講習の修了証をもって運輸局で更新申請をして旧船員手帳に証印を受け、その後新しい船員手帳の交付を受けた時点でそれに証印を捺し直してもらってください。